【令和６年３月28日公布　令和６年三浦市条例第９号】

三浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三浦市国民健康保険条例（昭和34年三浦市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１条の４を削る。

第２条中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。